

松江市告示第 445 号

土地収用法第 24 条第 1 項の規定により島根県知事から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定によりこれを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、縦覧期間内に限り、島根県知事に対し同法第 23 条の規定により公聴会を開催する旨の請求を行うことができ、また同法第 25 条の規定により意見書を提出することができるので留意されたい。

令和 6 年 9 月 10 日

松江市長 上 定 昭 仁



- 1 起業者の名称 松江市
- 2 事業の種類 (仮称) 湖北学園整備事業
- 3 起業地
 - イ 収用の部分 島根県松江市打出町地内
 - ロ 使用の部分 なし
- 4 縦覧場所 松江市役所(教育総務課)
- 5 縦覧期間 公告の日から令和 6 年 9 月 24 日まで